

中国におけるコロナ禍での恒久的施設と税務居住者の認定

Issue 12, August 2022

In brief

中国政府は新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)に対して、これまでゼロコロナ政策を堅持しています。2020年初以来、多国籍企業がCOVID-19の影響を緩和するため、リモートワークやクロスボーダープロジェクトの一時停止などの対応策を講じてきたことで、クロスボーダープロジェクトに関する新たな税務上の疑問が生じました。2020年8月、中国国家税務総局は「COVID-19感染拡大防止期間における租税条約執行に係るQ&A」(以下、Q&A)を公表しました。これは国家税務総局による、コロナ禍での恒久的施設(以下、PE)と税務居住者の認定に関する、現在も有効な指導的内容となっています。

本ニュースレターでは、このQ&Aに基づき、中国におけるコロナ禍でのPEと税務居住者の認定について解説します。

In detail

1. コロナ禍でのPE認定

1. 固定の場所： 臨時の在宅勤務場所はPEを構成しません。	<ul style="list-style-type: none"> 質問: COVID-19感染拡大防止期間に臨時に在宅勤務する場合、中国国内における在宅勤務場所は、租税条約上のPE定義に定める「企業が行う全部または一部営業の固定の営業場所」を構成しますか。
	<ul style="list-style-type: none"> 回答: 「企業が行う全部または一部営業の固定の営業場所」は、下記が必要とされます(国税発2010年75号、以下、75号通達)。 <ul style="list-style-type: none"> ① 実質的に存在すること ② 相対的に固定で、かつ時間的に一定の継続性を有すること ③ 全部または一部営業活動が当該営業場所を通じて行われること よって、COVID-19感染拡大防止期間の臨時の在宅勤務が、断続的かつ偶発行為である場合には、これは、「企業が行う全部または一部営業の固定の営業場所」を構成しません。
2. 非独立代理人： 臨時に国内の在宅勤務場所において国外の雇用主企業のために勤務し、雇用主名義で契約を締結する場合、2つの例外を除き、PEを構成しません。	<ul style="list-style-type: none"> 質問: COVID-19感染拡大防止期間に臨時に在宅勤務する個人が、中国国内の在宅勤務場所において国外の雇用主企業のために勤務し、雇用主名義で契約を締結する場合、これらの活動が租税条約上の「一方の締約国において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する」等の代理人PEを構成しますか。 回答: 75号通達に基づき、一方の締約国の企業が他方の締約国において代理人を通じて行動し、代理人が当該企業の名で契約締結権限を有し反復的に行使する場合、当該企業は他方の締約国においてPEを構成しま

	<p>す。「反復的」の意義は、契約の性質、業務の特質および代理人の関連活動の頻度等を総合的に勘案して判断します。通常、在宅勤務する個人による活動は、偶発行為に該当し、「反復的」要件を充足しないため、代理人PEを構成しません。ただし、当該個人が、下記①または②のいずれかに該当し、当該国外企業の名で契約締結権限を有し反復的に行使する場合は、代理人PEを構成します。</p> <p>① COVID-19 発生以前から、中国国内において国外企業に代わって活動</p> <p>② COVID-19 感染拡大防止期間後も、中国国内において国外企業に代わって活動</p>
<p>3. 建設工事：工事期間の計算上、COVID-19 の影響による全面的な工事停止(すべての施工人員・管理人員が現場から撤退)期間を控除します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 質問: COVID-19 の影響により、一時停止した建設工事プロジェクトについて、当該プロジェクトの継続期間が租税条約上の工事PE期間を計算する際に、停止期間を控除することができますか。 回答: 建設工事プロジェクトの継続期間の計算上、設備・材料の未到達または季節・気候等の原因により作業を一時停止であっても、工事プロジェクトが中止または終了しておらず、人員・設備物資等もすべて撤退していない場合には、途中の停止期間は控除せずに工事期間を計算します(75号通達)。COVID-19 の影響による一部建設工事プロジェクトのすべての施工人員・管理人員の現場からの撤退、建設工事プロジェクトの全面停止は、PE期間の計算に含めないことが可能です。

2. コロナ禍での税務居住者の認定

<p>1. 企業税務居住者：COVID-19 感染拡大防止期間における経営陣の意思決定地の臨時の変更是、通常、租税条約上の居住者判定に影響しません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 質問: COVID-19 の影響により生じた一部企業の経営陣の意思決定地の変更が、企業の実質的管理機構の所在地変更、租税条約上の企業の居住者ステータスの変更となりますか。 回答: 企業の実質的管理機構の所在地は、通常、経営陣の意思決定地を含む多くの要因を総合的に勘案して判断されます。特殊な時期(例えば、COVID-19 感染拡大防止期間)における意思決定地だけではなく、通常時のそれを考慮しなければなりません。よって、COVID-19 感染拡大防止期間における経営陣の意思決定地の臨時の変更是、通常、企業の実質的管理機構の所在地の変更とはなりません。
<p>2. 個人税務居住者：COVID-19 感染拡大防止期間における個人の居住地の臨時の変更是通常、租税条約上の居住者判定に影響しません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 質問: COVID-19 の影響により、一部人員の居住地が変更され、租税条約締約国での双方居住者を構成するような状況が生じる可能性がありますが、この双方居住者の問題はどのように解決されますか。 回答: 双方居住者の場合、租税条約上のタイプレーカー・ルールに基づき、通常、個人の長期の居住用施設、重要な利害関係の中心、習慣性居所、国籍等の基準を順次適用して判定します。75号通達に基づき、長期の居住用施設には、いかなる形式の施設も含まれますが、当該施設は臨時の滞在のためではなく、恒久性を有する必要があります。重要な利害関係の中心は、個人の家庭や社会関係、職業、政治、文化およびその他活動、営業場所、管理財産所在地等の要素を参考し総合的に勘案して判定します。よって、COVID-19 感染拡大防止期間における個人の居住地の臨時の変更是通常、個人の長期の居住用施設および重要な利害関係の中心の所在地の変更とはなりません。

The takeaway

コロナ禍での PE と税務居住者の認定に関して、中国国家税務総局から理論的な見解が示されました。Q&A に含まれる「臨時的」、「偶発行為」、「COVID-19 の影響により」等の要件の充足は、主観的判断が必要とされます。よって、企業および個人は、出入国記録、現地の出入国規制、具体的な COVID-19 の状況報告、業務内容がわかる書類等、要件充足に係る資料を事前に準備する必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白崎 亨

シニア マネージャー
丁 琪忠

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 327,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.